



日本組織内弁護士協会
www.in-house.jpn.org

●インハウスローヤー座談会

第5回 インハウスローヤーの職務の独立性とは

2004年3月19日開催

<参加者>

梅田康宏 (NHK) : 司会

竹内朗 (日興コーディアルグループ)

西和伸 (元ゴールドマンサックス証券、元UBSウォーバーグ証券)

花田容祐 (NTTコミュニケーションズ)

本間正浩 (AIGエジソン生命)

※ この座談会での各参加者の発言内容は、あくまで参加者の個人的見解であって、それぞれの参加者の所属する企業・組織の見解ではありません。所属する企業・組織の見解は、直接当該企業・組織の広報にお尋ねください。

梅田 : このところの会合は出版会議ばかりだったので、久々の座談会ですね。今回は竹内さんと花田さんが初参加です。よろしくお願いします。今回は組織内弁護士の独立性ということで、現在日弁連が制定作業を進めている弁護士職務基本規定案の問題点などをふまえながら議論をしたいと思います。

本間 : 弁護士の独立性は重要な問題だとは思いますが、それ以上に弁護士自身の意識というか心構えが大切だと思いますね。研修所から直接企業に入ったり、弁護士になってほんの2~3年で企業に入った弁護士の中には、普通に企業に就職したのと同じような感覚になってしまって、独立した

職務を行う弁護士としての自覚に欠ける人が少なくないように思います。もちろんそうした自覚をきちんと持った人もいるとは思いますが、今後そうした意識の希薄な人がどんどん増えるのは危険だと思います。もう少しシニアな弁護士が企業に入っていく傾向ができるとういのが良いのですが。

竹内 : それはあるかも知れませんね。あとはその入った企業や組織によっても千差万別だと思いますし、その人のバックグラウンドにもよると思います。独立性のある弁護士を採用することに価値を見出している企業もあり、そうした企業は弁護士の独立性を尊重し、独立性の高い弁護士の直言を期待しているように思えます。社外取締役を招聘

インハウスマローヤー座談会
第5回 インハウスマローヤーの職務の独立性とは

するのと近い感覚でしょうか。

花田：私の場合、もともと今の会社の法務部門に勤務している間に司法試験に合格し、一旦休職して研修所に行った後に元の職場に復職しているのですが、弁護士になったからといって、今のところ特に職務内容が変わったわけではありません。

梅田：それについては、三菱商事でインハウスマローヤーの採用を初めて決定した当時の法務部長で、現在理事の大村多聞氏が、「そもそも法務部門自体が会社において独立して職務を遂行しなくてはならないのであって、弁護士だからという理由で急に独立性が必要となる訳ではない。弁護士の理念と企業の法務部門の理念はそもそも完全に一致しているのだ」と常々おっしゃってますね。この点は、私も大村氏に全く同感です。本間さんの意見ももっともです。私自身も自分に対して常に気を付けようと思っている部分です。ただ、シニアな人だけが増えていくというよりは、シニアな人もビギナーな人も全体的に増加していくのが自然なような気がします。その中で少しずつスタンダードが形成されていくのではないですかね。

西：私は2つの外資系の会社で勤務しましたが、そのうち1社では、本社ではロースクールを出て数年の比較的ジュニアな弁護士も採用していました（もうひとつの会社では、もっと長い経験がないと原則採用しないようにしていたようです）。採用する弁護士のバックグラウンドとしては、幅があるのが一般的なように思います。

梅田：いずれにしても、今後インハウスは全体としてどんどん増えていくと思いますが、これに関して、現在日弁連が制定作業を進めている弁護士職務基本規定の50条は、「組織内弁護士は、その担当する職務に関し、その組織に属する他の者が法令に違反するおそれのある行為を行い、又は行おうとしていることを知ったときは、その組織内において、その組織の長又は取締役会、理事会等の

上級機関へ通知することを含めて適切な措置をとらなければならない」と定めています。日弁連としては、組織内弁護士に対して一定の行為を義務付けることで、弁護士の独立性が守られるのであって、かえってこの規程はインハウスマローヤーのためにもなるといった説明をしているようですが、これについてはどのように考えるべきでしょうか。

西：とても危険な規定だと思います。日本も訴訟社会になってきていますから、紛争案件で、相手方の弁護士からの嫌がらせ的な攻撃の材料に使われる危険性があります。加えて、特に私が所属していた会社のように、監督官庁の広範な監督を受ける規制業種については、特別な問題が発生します。例えば、監督官庁の検査の際に、法令の解釈について意見を異にすることは日常的に発生しえます。この場合、会社としては自己の解釈が法の文言と精神に照らしても適法であり且つ名声上のリスクもないと判断していても、規制当局が違う解釈を取り、検査の期間が意見の対立が原因となって長引くと、それほど大きな問題でなければ、不承不承監督官庁の解釈に従い、問題となった行為が違法であったと自ら認めることがよくあるようです。検査の対応は社内弁護士の大事な業務のひとつですが、会社が適法な行為を不適法だと「自白」するような局面では、その取引を承認した弁護士と、会社との間に、利益の相反が発生します。なぜなら、会社が係る行為が違法だと自認すると、検査官から懲戒申し立てを受けるリスクが存在するからです。

本間：確かにそうした懸念はあるのかも知れませんが、実際に懲戒を申し立てたとしても、日弁連の懲戒委員会もそのような場合に会員を懲戒処分にするとはとても考えられません。実際に懲戒を受ける可能性は低いのだから、そのような規定があってもそれほど危険とまでは言えないのではないのでしょうかね。現実的危険性は低いように思いま

インハウスローヤー座談会
第5回 インハウスローヤーの職務の独立性とは

すけど。

梅田：懲戒委員会が、今後とも同じ判断基準で判断するとは限りません。現在のこの条項の起草者と懲戒委員会のメンバー等の見解や価値判断は一致しているのかも知れませんが、このメンバーは常に変更されていくものです。その際に、規程を杓子定規に当てはめると懲戒を受ける危険性は否定できません。それに、将来的に懲戒委員会のメンバーに弁護士ではない外部の委員を入れる可能性も無いとは言えません。そうなった場合、政府や世論などによって現時点では予想しないような結論が出ないとも限らないのではないのでしょうか。

竹内：そもそもどうしてインハウスに対してだけこのような義務を負わせるかの根拠が全く不明です。今回の50条自体、アメリカの弁護士協会の作っている職務倫理規定を参考に作成されたものですが、アメリカの規程は全ての弁護士に対して適用されるものであって、インハウスだけに適用されるものではありません。義務の範囲も拡大されていて全く理解できません。

本間：私も、今回の規定に反対すること自体に反対な訳ではないのですが、そもそもそれ以前にこうした規定が、インハウスのことをきちんと知らない弁護士たちによって起草されていること自体に問題があると思いますね。この条項の文案について細かい議論をするよりも、そもそもインハウスがどういったものなのかを起草者や日弁連にきちんと理解してもらうことの方が先ではないでしょうか。

梅田：十分理解されていないことは全く同感ですが、それを理解してもらうためにも、この規定がどうして問題なのか、我々が実際に行っている日常業務に当てはめて考えた場合、どのような問題点が生じるのかを説明することが効果的だと思います。例えば、私のように報道機関で働いているインハウスに対して、違法のおそれのある行為について

必ず適切な措置なる行為を義務付けるということは、実質上報道全てについて報道すべきでないと思いを述べることを強制することに等しいです。名誉毀損訴訟では報道機関が違法性阻却自由の立証責任を負っていますが、それが立証できるなどと断言することはできませんから、常に違法の可能性はある訳です。おそらく、こういった問題については日弁連で検討すらされていないと思います。その辺りからきちんと説明していかないと思います。

西：監督官庁が高度に技術的な法令の解釈について違法だとの見解を取り、会社がそれを認めたような場合、正確な判断をしてくれるかどうかについては、私は本間さんのように楽観していません。加えて、申し立てをすると自分の解釈を示すだけでなく客観性を示す為と同じような専門弁護士を起用して鑑定意見書を入手することになりますから、最低でも数百万規模の費用の負担と膨大な時間を使わなくてはならなくなります。最終的に問題がなければいいというものではありません。不当な懲戒申し立てが成される可能性がある以上、そのような規則は困るということです。梅田さんはこれについてすでに文書にまとめていますが、表現の自由の観点からかかれていて、とてもわかりやすいので、起草者たちを説得できるのではないのでしょうか。本間：現在ドイツ証券の池永弁護士が中心になって、日弁連倫理委員会に対する意見書の提出を準備していますね。意見書提出者の賛同を募っていますので私も一応賛同者に名前を連ねることにしました。

花田：私は、50条もそうですが、14条の方にもかなり問題があると思います。品位保持に関しては弁護士法第56条がありますし、今回の規程案5条でも「常に品位を高めるように努める」と規定して弁護士全員に対して品位についての義務が課されています。14条のように営利業務従事弁護士

インハウスローヤー座談会
第5回 インハウスローヤーの職務の独立性とは

に限ってわざわざ注意的に規定をおく理由は全くありません。また、14条を受けて設定される予定の規則またはガイドライン等というのもどういう内容になるのか全く見当が付きません。

竹内：やはり日弁連には、企業に入った弁護士は企業の悪事に目をつぶるという感覚が根強く残っているのかも知れませんね。実際に企業に身を置いてみると、企業から放り出されるよりも弁護士バッジを失うことの方がはるかに怖いもので、それが弁護士の独立性の源のような気がしますね。

梅田：そうですね。50条と14条で共通しているのは、どうもインハウスローヤーに対する強い偏見があるということですね。

花田：それにどちらも「適切な措置」とか「品位をそこなう行為」とか極めてあいまいな要件なのにも拘わらず、努力義務ではなく、行為規範だとしています。

梅田：そうですね。明確性の原則に反しますね。

本間：私も日弁連のシンポジウムなどにパネリストとして呼ばれたりすると、インハウスに関する実態を話していますが、きちんと理解して貰うにはまだまだといった感じですね。この会でももっとアピールしていったほうが良いと思います。

梅田：大体意見は出そろったでしょうか。弁護士職務基本規定案の問題については早急に対応しないといけない問題だと思います。それ以上に大切なことは、そもそも私たち自身がそれぞれ自らの立場について自覚を持って職務に当たらなくてはならないということですね。みなさん本日はお疲れさまでした。

###